

報道関係者各位

日付	令和6年4月12日(金)
担当所属	山梨県教育庁 特別支援教育・児童生徒支援課
担当者名	課長 玄間 修

山梨県スクールロイヤー等法務相談事業について

山梨県では、教育現場における法務相談体制を構築するため弁護士4名をスクールロイヤーとして任用し、公立学校における法務相談を実施します。

1 目的

学校現場におけるいじめや不登校等の児童生徒を取り巻く様々な事案に、初期対応の段階から弁護士が関わることで、当該事案が訴訟等に発展する前に速やかな問題解決につなげるとともに、教職員の精神的な負担軽減を図る。

2 事業の対象

山梨県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下、「公立学校」）

3 事業内容

公立学校における法律相談（助言・アドバイザー業務）

《定時相談》

水曜日の14時～16時を基準とした相談日に、対面により学校管理職等がスクールロイヤーの事務所において、面談を行う。30分を基本とする。

※令和6年度は、4月17日を皮切りに計44回の相談日を設定

《随時相談》

緊急の事案について、定時相談以外に随時対応する。

4 相談内容

- (1) いじめ及び児童生徒間トラブルへの対応
- (2) 保護者及び地域への対応
- (3) 児童虐待への対応
- (4) 触法、非行、暴力、性加害（被害）等の問題行動への対応
- (5) 不登校児童生徒及び保護者等への対応
- (6) 障害のある児童生徒への対応
- (7) 貧困、福祉問題への対応
- (8) 重大な少年事件やいじめ、自死事件等が発生した場合への対応
- (9) その他、県教育委員会が必要があると認めた場合

担当者：特別支援教育・児童生徒支援課 児童生徒支援担当 桑畑 秀子 電話 055-223-1789 (内線 8382)

山梨県スクールロイヤー等法務相談事業

初期対応が要！

深刻化・複雑化する前にスクールロイヤーに相談を！

《定時相談》

下記水曜日の14時～16時に学校管理職等がスクールロイヤーの事務所において、相談することができます。相談時間は30分を基本とします。

《随時相談》

緊急の案件については、定時相談日以外に随時相談として相談できます。

相談内容

- ①いじめ対応
- ②保護者への対応
- ③児童虐待
- ④触法、非行、暴力、性加害等の問題行動
- ⑤不登校
- ⑥障害のある児童生徒への対応
- ⑦貧困、福祉問題
- ⑧重大な少年事件やいじめ、自死事件等が発生した場合の対応
- ⑨その他、県教育委員会が必要があると認めた場合



令和6年度相談日 緑色:月, 黒色:日 水曜日の14時～16時

4/17,24 5/1,8,15,22,29 6/5,12,19,26 7/3,10,17 8/7,21,28

9/4,11,18,25 10/2,9,16,23,30 11/6,13,27 12/4,11,18,25

1/8,15,22,29 2/5,12,19,26 3/5,12,19



相談の流れ

